

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成28年6月23日

【会社名】 株式会社リミックスポイント

【英訳名】 Remixpoint, inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役会長兼社長 國重 惇史

【本店の所在の場所】 東京都目黒区東山1丁目5番4号

【電話番号】 03(6303)0280

【事務連絡者氏名】 経営管理部長 花田 敏幸

【最寄りの連絡場所】 東京都目黒区東山1丁目5番4号

【電話番号】 03(6303)0280

【事務連絡者氏名】 経営管理部長 花田 敏幸

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 新株予約権証券

【届出の対象とした募集金額】

その他の者に対する割当	2,886,720円
新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額	215,174,720円

注1．本募集は、平成28年6月23日開催の当社取締役会決議に基づき、ストックオプションを目的として、新株予約権を発行するものであります。

注2．新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び新株予約権の割当てを受けた者がその権利を喪失した場合には、新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額は減少します。

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【証券情報】

第 1 【募集要項】

1 【新規発行新株予約権証券】

(1) 【募集の条件】

発行数	9,920個(新株予約権 1 個につき100株)
発行価額の総額	2,886,720円
発行価格	新株予約権 1 個につき291円(新株予約権の目的である株式 1 株当たり2.91円)
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1 個
申込期間	平成28年 7 月11日～平成28年 7 月15日
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	株式会社リミックスポイント 経営管理部 東京都目黒区東山一丁目 5 番 4 号
払込期日	平成28年 7 月11日～平成28年 7 月15日
割当日	平成28年 7 月11日～平成28年 7 月15日
払込取扱場所	株式会社三菱東京UFJ銀行 虎ノ門中央支店 東京都港区虎ノ門一丁目 4 番 2 号

- (注) 1. 本新株予約権の発行については、平成28年 6 月23日開催の当社取締役会決議によるものであります。
2. 申込方法は、申込期間内に申込取扱場所に申込をすることとします。
3. 本新株予約権の募集は、ストックオプションの目的をもって行うものであり、当社の取締役、従業員及び業務委託者に対して行うものであります。対象となる人員及び内訳は、以下のとおりであります。なお、下記割当新株予約権数は上限の発行数を示したものであり、申込数等により減少することがあります。

対象者	人数	割当新株予約権数
当社取締役	1 名	4,000個
当社従業員	55名	5,800個
当社業務委託者	3 名	120個
合計	59名	9,920個

(2) 【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	株式会社リミックスポイント 普通株式 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。なお、単元株式数は100株である。
新株予約権の目的となる株式の数	992,000株 本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は、当社普通株式100株とする。 但し、付与株式数は下記(注)1の定めにより調整を受けることがある。
新株予約権の行使時の払込金額	本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株あたりの払込金額(以下「行使価額」という。))に、付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は214円とする。 但し、行使価額は下記(注)2の定めにより調整を受けることがある。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	215,174,720円 (注) 但し、下記(注)2の定めにより行使価額が調整された場合には、上記株式の払込金額の総額は増加又は減少する。また、新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が新株予約権を消却した場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少する。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 上記「新株予約権の行使時の払込金額」に記載の払込金額(行使価額)とする。 2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金 (1) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。 (2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
新株予約権の行使期間	平成29年7月1日から平成33年6月30日までとする(但し、平成33年6月30日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日までの期間とする。)
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	1. 新株予約権の行使請求の受付場所 株式会社リミックスポイント 経営管理部 東京都目黒区東山一丁目5番4号 2. 新株予約権の行使請求の取次場所 該当事項はありません。 3. 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 株式会社三菱東京UFJ銀行 虎ノ門中央支店 東京都港区虎ノ門一丁目4番2号
新株予約権の行使の条件	1. 本新株予約権の新株予約権者(以下「本新株予約権者」という。)は、当社が金融商品取引法に基づき平成29年6月に提出する平成29年3月期に係る有価証券報告書に記載された同期の損益計算書において、営業利益の額(以下「目標指標」という。)が、235百万円(以下「目標営業利益」という。)を超える場合に限り、本新株予約権を行使することができる。この他、会計方針の変更等の事情により、目標指標又は目標金額の変更が必要な場合には、当社は合理的な範囲でこれらを変更することができる。 2. 本新株予約権者は、権利行使時においても当社の取締役、従業員、又は業務委託者その他これに準ずる地位である場合に限り、本新株予約権を行使することができる。但し、当社取締役の任期満了による退任、当社従業員の定年による退職、その他正当な事由により、当社取締役、従業員又は当社業務委託者の地位を喪失した場合は、この限りでない。 3. 上記2.の規定に係わらず、本新株予約権者が権利行使資格を喪失した場合で、当社が諸般の事情を考慮の上、当該本新株予約権者による本新株予約権の行使を書面により承認した場合は、当該本新株予約権者は、権利行使資格を喪失しなければ行使できるはずであった本新株予約権を行使することができる。 4. 本新株予約権者は、以下のア乃至キに掲げる各号の一に該当した場合には、未行使の本新株予約権を行使できなくなるものとする。 ア 本新株予約権者が当社の従業員である場合において、当該会社の就業規則に定める出勤停止以上の懲戒処分を受けた場合 イ 本新株予約権者が当社の取締役である場合において、会社法第331条第1項各号に規定する欠格事由に該当するに至った場合 ウ 本新株予約権者が当社の取締役である場合において、会社法上必要な手続を経ず、会社法第356条第1項第1号に規定する競業取引を行った場合

	<p>工 本新株予約権者が当社の取締役である場合において、会社法上必要な手続を経ず、会社法第356条第1項第2号又は第3号に規定する利益相反取引を行った場合</p> <p>オ 本新株予約権者が当社の業務委託者である場合において、業務委託契約の不履行を行った場合</p> <p>カ 禁錮以上の刑に処せられた場合</p> <p>キ 当社の社会的信用を害する行為その他当社に対する背信的行為と認められる行為を行った場合</p> <p>5. 本新株予約権者は、本新株予約権の行使期間中に、当社の普通株式の普通取引終値が一度でも321円(以下「行使条件価額」という。)以上となった場合にのみ、本新株予約権を行使することができるものとする。</p>
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	<p>1. 当社が消滅会社となる合併についての合併契約、当社が分割会社となる吸収分割についての吸収分割契約もしくは新設分割についての新設分割計画、当社が完全子会社となる株式交換についての株式交換契約又は当社が完全子会社となる株式移転計画が、当社株主総会で承認されたとき(株主総会による承認が不要な場合は、当社取締役会決議がなされたとき)は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権を無償で取得することができる。</p> <p>2. 本新株予約権者が、上記「新株予約権の行使の条件」の規定により、本新株予約権の全部又は一部を行使できなくなったときは、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該本新株予約権を無償で取得することができる。</p> <p>3. 本新株予約権者が、その保有する本新株予約権の全部又は一部を放棄した場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該本新株予約権を無償で取得することができる。</p> <p>4. 当社が会社法第171条第1項に基づき全部取得条項付種類株式の全部を取得することが当社株主総会で承認されたときは、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権を無償で取得することができる。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みにに関する事項	該当事項はない。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割もしくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、株式交換又は株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下「組織再編行為等」という。)をする場合において、組織再編行為等の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日及び株式移転につき株式移転設立完全親会社成立の日をいう。以下同じ。)において残存する本新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。但し、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。</p> <p>交付する再編対象会社の新株予約権の数 本新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。</p> <p>新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。</p> <p>新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件等を勘案の上、上記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。</p> <p>新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 組織再編行為の条件等を勘案の上、上記「新株予約権の行使時の払込金額」に準じて決定する。</p> <p>新株予約権を行使することができる期間 上記「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の満了日までとする。</p> <p>新株予約権の行使の条件 上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。</p> <p>新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。</p>

	<p>譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。 新株予約権の取得条項 上記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」に準じて決定する。 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い 本「組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項」に準じて決定する。 新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。</p>
--	--

(注) 1. 付与株式数の調整

当社が、平成28年7月11日以降に当社普通株式の分割又は併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整するものとする。なお、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない本新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとします。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割(又は併合)の比率

また、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下「合併等」という。)を行う場合、当社が時価を下回る価額で株式を発行又は自己株式の処分を行う場合、株式の無償割当てを行う場合、その他目的となる株式の数を調整することが適切な場合は、当社は合理的な範囲内で目的となる株式数の調整を行うことができるものとします。

2. 行使価額の調整

当社が、平成28年7月11日以降に当社普通株式の分割又は併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割(又は併合)の比率}}$$

また、当社が合併等を行う場合、当社が時価を下回る価額で株式を発行又は自己株式の処分を行う場合、株式の無償割当てを行う場合、その他本新株予約権の行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で行使価額の調整を行うことができるものとします。

3. 新株予約権証券の発行

新株予約権証券は発行しない。

4. 交付する株式数に端数が生じた場合の取扱い

本新株予約権を行使した本新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとします。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

2 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
215,174,720	2,483,000	212,691,720

(注) 1. 払込金額の総額は、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額であります。

2. 発行諸費用の概算額には、消費税等相当額は含まれておりません。

3. 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が新株予約権を消却した場合には、上記払込金額の総額、発行諸費用の概算額及び差引手取概算額は減少いたします。

4. 新株予約権の行使状況によっては、登録免許税及び登記費用等の諸費用は増減いたします。

(2) 【手取金の使途】

本新株予約権の募集は、当社の取締役、従業員及び業務委託者による当社の業績向上に対する貢献意欲や士気を一層高めることにより、企業価値向上に資することを目的として付与するものであり、資金調達を目的としておりません。

また、新株予約権の行使の決定は新株予約権の割当てを受けた者の判断に委ねられるため、本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額は、現時点でその金額及び時期を資金計画に織り込むことは困難であります。したがって、手取金は運転資金に充当する予定であります。具体的な金額については、行使による払込がなされた時点の状況に応じて決定いたします。

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

第三者割当増資について

当社は、平成28年6月23日開催の取締役会において、後記「第3 第三者割当の場合の特記事項」に記載の当社の取締役、従業員及び業務委託者に対し、当社の業績向上に対する貢献意欲及び士を一層高めることにより、企業価値向上に資することを目的として、有償ストックオプション(新株予約権)を発行することを決議しました。また、同日開催の取締役会において、United Asia Hong Kong Group Limited及び株式会社k-style investment partnersを割当予定先とする、第三者割当により発行される新株式及び新株予約権の募集をすることを決議しました。当該第三者割当による新株式の発行数は1,485,100株(議決権数14,851個)となり、平成28年3月31日現在の発行済株式総数である37,770,500株(議決権数377,094個)に対して3.93%の割合(総議決権数に対する割合3.94%)に相当し、結果として株式の希薄化及び議決権の希薄化が生じます。また、当該第三者割当による新株式の発行後、当該第三者割当により割り当てられた新株予約権108,911個(その目的となる株式の数10,891,100株(議決権数108,911個))が全て行使された場合には、発行済株式数に対して最大で28.84%(総議決権数に対する割合28.88%)の希薄化が生じる可能性があります。したがって、当該第三者割当による新株式及び新株予約権の発行によって、発行済株式数に対して最大で32.77%(総議決権数に対する割合32.82%)の希薄化が生じる可能性があります。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

1 【割当予定先の状況】

1. 当社取締役

a. 割当予定先の概要

氏名	当社取締役1名(注)
住所	- (注)
職業の内容	当社取締役

b. 提出者と割当予定先との間の関係

出資関係	当社取締役1名は、当社普通株式を保有しておりません。
人事関係	当社の取締役であります。
資金関係	該当事項はありません。
技術関係又は取引関係	該当事項はありません。

2. 当社従業員

a. 割当予定先の概要

氏名	当社従業員55名(注)
住所	- (注)
職業の内容	当社従業員

b. 提出者と割当予定先との間の関係

出資関係	当社従業員55名は、当社普通株式を保有しておりません。
人事関係	当社の従業員であります。
資金関係	該当事項はありません。
技術関係又は取引関係	該当事項はありません。

3. 当社業務委託者

a. 割当予定先の概要

氏名	当社業務委託者3名(注)
住所	- (注)
職業の内容	当社業務の受託

b. 提出者と割当予定先との間の関係

出資関係	当社業務委託者3名は、当社普通株式を保有しておりません。
人事関係	当社の従業員と同等の地位にあるものであります。
資金関係	該当事項はありません。
技術関係又は取引関係	当社業務委託者3名は、当社との業務委託契約の取引関係があります。

- (注) 1. 本新株予約権は、当社の業績拡大及び企業価値の増大を目指すにあたり、当社の結束力を強め、当社取締役、従業員及び業務委託者の貢献意欲や士気を一層高めることにより、企業価値向上に資することを目的として有償にて発行する新株予約権であるため、個別の氏名・住所の記載は、省略しております。
2. 本新株予約権の割当予定先である当社業務委託者3名は、いずれも、当社の業務に継続的に従事しており、当社に関する業務において重要な機能を担っているため、当社の従業員と実質的に同等の地位にあると考えっております。したがって、それらの者に対して本新株予約権を付与することにより、それらの者の当社の業務に対するコミットメントがさらに強まることとなれば、当社の業績拡大及び企業価値の増大に寄与することが期待されることから、割当対象者に含めております。

4. 割当予定先の選定理由

本新株予約権の募集は、当社の業績拡大及び企業価値の増大を目指すにあたり、当社の結束力を強め、当社取締役、従業員及び業務委託者の貢献意欲や士気を一層高めることにより、企業価値の向上に資することを目的として付与するものであります。そのような中、当社の取締役、従業員及び業務委託者にも新株予約権を付与することにより、当社の業績拡大及び企業価値の増大に寄与すると考え選定しました。

5. 割当てようとする株式の数

1. 当社取締役	1名	400,000株
2. 当社従業員	55名	580,000株
3. 当社業務委託者	3名	12,000株

6. 株券等の保有方針

当社と割当予定先との間において、継続保有の取り決めはございません。

7. 払込を要する資金等の状況

当社は、割当予定先の本新株予約権の発行に係る払込及び本新株予約権の権利行使に係る資金保有に関し、各割当予定先に対して、権利行使に支障がない旨を口頭等により確認しております。

8. 割当予定先の実態

当社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、一切の関係、取引及び交渉をせず、また利用しないことを基本方針としております。反社会的勢力から不当要求を受けた場合には、組織全体で毅然とした態度で臨み、反社会的勢力による被害の防止に努めております。そのような中、当然のことではありますが、当社取締役、当社従業員及び当社業務委託者は、反社会的勢力と一切の関係はございません。

また、割当予定先に対し、反社会的勢力との一切の取引等の関わりの有無について聞き取り調査を行っており、当社は割当予定先が反社会的勢力とは何らの関係がないものと判断しております。

2 【株券等の譲渡制限】

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとします。

3 【発行条件に関する事項】

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本新株予約権と引換えに払い込む金額は、本新株予約権1個当たり金291円とします。

なお、当該金額については、第三者算定機関である東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社(東京都千代田区永田町一丁目11番28号 代表取締役 能勢元)が当社の株価情報等を考慮し、将来の業績の確率分布を基に標準正規乱数を繰り返して発生させることにより業績による行使条件の達成確率が評価額に与える影響を加味した上で、一般的なオプション価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによって算出した評価額レンジを参考に、当該評価レンジの範囲内で決定したものです。

本新株予約権の行使価額の決定に当たっては、当該算定機関が算定に及ぼす可能性のある事象を前提として考慮し、本新株予約権の価格の算定を一般的に用いられている算定手法を用いて行っていることから、当該算定機関の算出した評価額レンジの範囲内で決定した本新株予約権の発行価額は、特に有利な金額に該当しないと判断しています。また、本新株予約権の行使価額については、本新株予約権発行に係る取締役会決議日の前取引日である平成28年6月22日の東京証券取引所における普通取引の終値214円としました。

なお、当該判断に当たっては、当社監査等委員会が、払込金額が特に有利な金額に該当しない旨の意見を表明しております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株予約権の行使による発行株式数は992,000株であり、平成28年3月31日現在の当社発行済株式総数37,770,500株に対して、2.63%(平成28年3月31日現在の議決権数377,094個に対して2.63%)の割合による希薄化が生じます。

本新株予約権の発行は、当社の業績拡大及び企業価値の増大を目指すに当たり、当社の取締役、従業員及び業務委託者の貢献意欲及び士気をより一層向上させることを目的としており、これにより当社の企業価値の向上が見込まれるものと考えております。

当社の企業価値が向上することは、既存株主の皆様利益向上に資するものと考えており、本新株予約権の発行による潜在株式数の発生数量及び希薄化の規模は合理的であると判断しました。

4 【大規模な第三者割当に関する事項】

本新株予約権9,920個(その目的となる株式の数992,000株、新株予約権1個当たり100株)の全てが行使された場合の発行株式数は992,000株(議決権数9,920個)であり、平成28年3月31日現在の当社発行済株式総数37,770,500株(議決権数377,094個)に対して、2.63%の割合(総議決権における割合2.63%)に相当し、結果として株式の希薄化が生じます。

なお、本新株予約権の発行を決議した平成28年6月23日開催の取締役会において、第三者割当により発行される新株式及び新株予約権の募集をすることを決議しました。当該第三者割当による新株式の発行数は1,485,100株(議決権数14,851個)となり、平成28年3月31日現在の発行済株式総数である37,770,500株(議決権数377,094個)に対して3.93%の割合(総議決権に対する割合3.94%)に相当し、結果として株式の希薄化が生じます。また、当該第三者割当による新株式の発行後、第三者割当により割り当てられた新株予約権108,911個(その目的となる株式の数10,891,100株(議決権数108,911個))が全て行使された場合には、当該第三者割当により発行された新株式とあわせて、発行済株式数に対して最大で32.77%(総議決権数に対する割合32.82%)の希薄化が生じる可能性があります。

したがって、本新株予約権の発行、並びに当該第三者割当による新株式及び新株予約権の発行により、あわせて平成28年3月31日現在の当社発行済株式総数37,770,500株(議決権数377,094個)に対して最大で35.39%(総議決権数に対する割合35.45%)の希薄化が生じる可能性があります

5 【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数に 対する所有議 決権数の割合 (%)	割当後の 所有株式数 (株)	割当後の総議 決権数に対す る所有議決権 数の割合(%)
SUNNY IDEA INTERNATIONAL LIMITED	UNIT 1602.16/F., MALAYSIA BUILDING, 50 GLOUCESTER ROAD, WANCHAI, HONG KONG	7,655,000	20.30	7,655,000	19.78
HAITONG INTERNATIONAL SECURITEES COMPANY LIMITED 700702	22/F., LI PO CHUN CHAMBERS, 189 DES VOEUX ROAD CENTRAL, HONG KONG	3,476,800	9.22	3,476,800	8.98
HAITONG INTERNATIONAL SECURITEES COMPANY LIMITED 700700	22/F., LI PO CHUN CHAMBERS, 189 DES VOEUX ROAD CENTRAL, HONG KONG	2,250,000	5.97	2,250,000	5.81
日本証券金融株式会社	東京都中央区日本橋茅 場町一丁目2番10号	1,293,500	3.43	1,293,500	3.34
株式会社MAYA INVESTMENT	東京都港区三田三丁目 20番3号	1,115,000	2.96	1,115,000	2.88
ACAJ株式会社	東京都港区芝公園一丁 目2番9号	837,700	2.22	837,700	2.16
株式会社SBI証券	東京都港区六本木一丁 目6番1号	590,500	1.57	590,500	1.53
吉川 登	奈良県生駒市	300,000	0.80	300,000	0.78
マネックス証券株式会社	東京都千代田区麹町二 丁目4番地1	287,106	0.76	287,106	0.74
松井証券株式会社	東京都千代田区麹町一 丁目4番地	224,700	0.60	224,700	0.58
合計		18,030,306	47.81	18,030,306	46.59

(注) 1. 割当前の「所有株式数」及び「総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、平成28年3月31日現在の株主名簿上の「所有株式数」に係る議決権の数を、総議決権(377,094個)で除して算出しております。

2. 上記の割合は、小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。

3. 「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、「割当後の所有株式数」に係る議決権の数を、「総議決権数に対する所有議決権数の割合」の算出に用いた総議決権数に本新株予約権の目的である株式に係る議決権の数を加えた数で除して算出しております。

6 【大規模な第三者割当の必要性】

前記「4 大規模な第三者割当に関する事項」に記載しましたとおり、当社は、平成28年6月23日開催の取締役会において、第三者割当により発行される新株式及び新株予約権の募集（以下「本第三者割当増資」といいます。）をすることを決議しました。本第三者割当による新株式の発行数は1,485,100株（議決権数14,851個）となり、平成28年3月31日現在の発行済株式総数である37,770,500株（議決権数377,094個）に対して3.93%の割合（総議決権における割合3.94%）に相当し、結果として株式の希薄化及び議決権の希薄化が生じます。また、本第三者割当による新株式の発行後、本第三者割当により割り当てられた新株予約権108,911個（その目的となる株式の数10,891,100株、新株予約権1個当たり100株）が全て行使された場合には、発行済株式数に対して最大で32.77%（総議決権数に対する割合32.82%）の希薄化及び議決権の希薄化が生じる可能性があります。

したがって、本新株予約権の発行、並びに本第三者割当による新株式及び新株予約権の発行により、あわせて平成28年3月31日現在の当社発行済株式総数37,770,500株（議決権数377,094個）に対して最大で35.39%（総議決権数に対する割合35.45%）の希薄化及び議決権の希薄化が生じる可能性があります。

なお、本新株予約権の募集は、当社の業績向上に対する貢献意欲や士気を一層高めることにより、企業価値向上に資することを目的として、当社の取締役、従業員及び業務委託者に対して付与するものであり、資金調達を目的としておりません。また、本新株予約権9,920個（その目的となる株式の数992,000株、新株予約権1個当たり100株）の全てが行使された場合の発行株式数は992,000株（議決権数9,920個）であり、平成28年3月31日現在の当社発行済株式総数37,770,500株（議決権数377,094個）に対して、2.63%の割合（総議決権における割合2.63%）の希薄化にとどまります。

したがって、本新株予約権の募集による影響は極めて限定的なものとなりますので、大規模な第三者割当増資の必要性、既存株主への影響についての取締役会の判断の内容、及び大規模な第三者割当を行うことについての判断

の過程については、本新株予約権の募集と同日の取締役会において決議しました本第三者割当増資に焦点を当てて行っております。なお、当社独立委員会においても、本新株予約権の募集についてその内容を確認していますが、本第三者割当増資と比較して規模が小さくその影響も極めて限定的なものにとどまるため、その検討も本第三者割当増資について行っております。

7 【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8 【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部 【公開買付けに関する情報】

第1 【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2 【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3 【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部 【追完情報】

1 臨時報告書の提出

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書(第12期)の提出以後、本有価証券届出書提出日までの間において、以下のとおりの臨時報告書を提出しております。

[平成27年6月29日提出の臨時報告書]

1 提出理由

当社は、平成27年6月26日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 株主総会が開催された年月日

平成27年6月26日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

イ 株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額

1株につき金 3円 総額 22,596,300円

ロ 効力発生日

平成27年6月29日

第2号議案 定款の一部変更の件

事業の目的の変更及び発行可能株式総数の変更を行うほか、監査等委員会設置会社移行及び責任限定契約の対象を拡大するため所要の変更を行うものであります。

第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)4名選任の件

國重惇史、高田真吾、小田玄紀、高野民治を取締役に選任するものであります。

第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

市橋保男、花岡裕之、安田博延、江田健二を監査等委員である取締役に選任するものであります。

第5号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等の額決定の件

取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等の額を、年額300百万円以内(内、社外取締役分は、100百万円以内)と定めるものであります。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

監査等委員である取締役の報酬等の額を、年額200百万円以内と定めるものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第1号議案 剰余金処分の件	43,858	14	0	(注) 1	可決 99.51
第2号議案 定款の一部変更の件	43,845	27	0	(注) 2	可決 99.48
第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)4名選任の件					
國重 惇 史	43,835	37	0	(注) 3	可決 99.46
高田 真 吾	43,825	47	0		可決 99.43
小田 玄 紀	43,835	37	0		可決 99.46
高野 民 治	43,835	37	0		可決 99.46
第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件					
市橋 保 男	43,805	67	0	(注) 3	可決 99.39
花岡 裕 之	43,795	77	0		可決 99.37
安田 博 延	43,835	37	0		可決 99.46
江田 健 二	43,835	37	0		可決 99.46
第5号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等の額決定の件	43,794	78	0	(注) 1	可決 99.36
第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件	43,794	78	0	(注) 1	可決 99.36

(注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算していません。

[平成27年8月25日提出の臨時報告書]

1 提出理由

当社は、平成27年8月25日開催の取締役会において、代表取締役の異動について決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

代表取締役の異動

氏名 (生年月日)	新役職名	旧役職名	異動年月日	所有株式数
國重 惇史 (昭和20年12月23日生)	代表取締役会長兼社長	代表取締役会長	平成27年10月1日	株
高田 真吾 (昭和43年11月20日生)	退任	代表取締役社長	平成27年10月1日	175,000株

所有株式数については、提出日現在の株式数を記載しております。

2 資本金の増減

該当事項はございません。

3 事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書(第12期)及び四半期報告書(第13期第3四半期)(以下、「有価証券報告書等」という。)に記載されました「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等提出日以後、本有価証券届出書提出日までの間に生じた変更その他の事由はございません。

また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日現在においても変更の必要はないと判断しており、また、新たに記載する将来に関する事項もありません。

4 最近の業績の概要

平成28年5月16日の当社取締役会において承認された平成28年3月期決算短信〔日本基準〕（非連結）に記載されている平成28年3月期（自平成27年4月1日至平成28年3月31日）に係る財務諸表は以下のとおりであります。

なお、上記決算短信は、金融商品取引法に基づく監査手続の対象外であり、平成28年5月16日付で開示した決算短信は、金融商品取引法に基づく財務諸表の監査手続は終了しておりません。

平成28年3月期決算短信〔日本基準〕(非連結)

(1) 貸借対照表

(単位:千円)

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	631,533	1,160,560
売掛金	291,310	120,023
商品及び製品	37,447	216,321
仕掛品	-	503
前払費用	9,296	8,705
立替金	795	511
繰延税金資産	43,117	31,613
その他	1,653	2,864
貸倒引当金	509	131
流動資産合計	1,014,645	1,540,972
固定資産		
有形固定資産		
建物	5,160	5,160
減価償却累計額	659	1,363
建物(純額)	4,501	3,797
車両運搬具	660	5,956
減価償却累計額	110	1,102
車両運搬具(純額)	550	4,854
工具、器具及び備品	1,970	1,970
減価償却累計額	1,444	1,593
工具、器具及び備品(純額)	526	377
リース資産	7,826	3,330
減価償却累計額	7,421	-
リース資産(純額)	405	3,330
有形固定資産合計	5,983	12,359
無形固定資産		
ソフトウェア	24,753	3,562
無形固定資産合計	24,753	3,562
投資その他の資産		
投資有価証券	100	0
関係会社株式	-	10,000
出資金	150	100
長期前払費用	278	-
長期預金	-	11,000
敷金及び保証金	21,714	21,488
固定化営業債権	0	0
固定化債権	86,025	86,025
貸倒引当金	86,025	86,025
投資その他の資産合計	22,243	42,588
固定資産合計	52,981	58,510
資産合計	1,067,626	1,599,483

(単位：千円)

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	28,775	189,376
短期借入金	50,000	130,000
1年内返済予定の長期借入金	10,068	10,068
リース債務	561	619
未払金	4,867	6,721
未払費用	22,028	27,982
未払法人税等	17,856	34,767
未払消費税等	34,118	23,914
未払配当金	-	244
前受金	16	-
預り金	4,411	7,973
流動負債合計	172,702	431,667
固定負債		
長期借入金	16,440	6,372
リース債務	-	2,710
固定負債合計	16,440	9,082
負債合計	189,142	440,750
純資産の部		
株主資本		
資本金	324,747	326,652
資本剰余金		
資本準備金	344,245	346,150
資本剰余金合計	344,245	346,150
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	227,491	500,545
利益剰余金合計	227,491	500,545
自己株式	18,000	18,000
株主資本合計	878,483	1,155,347
新株予約権	-	3,385
純資産合計	878,483	1,158,732
負債純資産合計	1,067,626	1,599,483

(2) 損益計算書

(単位:千円)

	前事業年度 (自 平成26年 4月 1日 至 平成27年 3月 31日)	当事業年度 (自 平成27年 4月 1日 至 平成28年 3月 31日)
売上高		
製品売上高	286,980	100,806
商品売上高	3,544,790	6,149,798
手数料売上高	116,572	86,575
売上高合計	3,948,343	6,337,180
売上原価		
製品期首たな卸高	6,316	-
当期製品製造原価	58,279	52,203
製品期末たな卸高	-	-
製品売上原価	64,595	52,203
商品期首たな卸高	-	37,447
当期商品仕入高	3,277,915	5,560,625
商品期末たな卸高	37,447	216,321
商品売上原価	3,240,467	5,381,751
他勘定振替高	29	1,966
売上原価合計	3,305,033	5,431,988
売上総利益	643,310	905,192
販売費及び一般管理費	432,145	559,940
営業利益	211,165	345,252
営業外収益		
受取利息	292	101
受取配当金	2	8
受取保険料	592	-
違約金収入	-	6,000
雑収入	280	84
営業外収益合計	1,166	6,194
営業外費用		
支払利息	1,436	3,985
支払手数料	-	12,557
株式交付費	5,644	197
新株予約権発行費	2,081	1,767
雑損失	-	211
営業外費用合計	9,163	18,719
経常利益	203,168	332,727
特別利益		
固定資産売却益	-	11,004
特別利益合計	-	11,004
特別損失		
固定資産除却損	1,804	-
本社移転費用	1,131	-
特別損失合計	2,935	-
税引前当期純利益	200,233	343,732
法人税、住民税及び事業税	15,858	36,578
法人税等調整額	43,117	11,503
法人税等合計	27,258	48,082
当期純利益	227,491	295,649

(3) 株主資本等変動計算書

前事業年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

(単位:千円)

	株主資本					評価・換算差額等	新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計			
		資本準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金			その他有価証券 評価差額金		
当期首残高	1,069,138	987,943	1,857,584	18,000	181,498			181,498
当期変動額								
新株の発行	155,700	155,700			311,400			311,400
新株の発行(新株予約権の行使)	79,047	79,047			158,094			158,094
欠損填補	979,138	878,445	1,857,584					
当期純利益			227,491		227,491			227,491
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)								
当期変動額合計	744,391	643,698	2,085,076		696,985			696,985
当期末残高	324,747	344,245	227,491	18,000	878,483			878,483

当事業年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

(単位:千円)

	株主資本					評価・換算差額等	新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計			
		資本準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金			その他有価証券 評価差額金		
当期首残高	324,747	344,245	227,491	18,000	878,483			878,483
当期変動額								
新株の発行(新株予約権の行使)	1,905	1,905			3,810			3,810
剰余金の配当			22,596		22,596			22,596
当期純利益			295,649		295,649			295,649
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)							3,385	3,385
当期変動額合計	1,905	1,905	273,053		276,863		3,385	280,249
当期末残高	326,652	346,150	500,545	18,000	1,155,347		3,385	1,158,732

(4) キャッシュ・フロー計算書

(単位:千円)

	前事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	200,233	343,732
減価償却費	44,018	25,311
貸倒引当金の増減額(は減少)	233	377
受取利息及び受取配当金	294	109
支払利息	1,436	3,985
株式交付費	5,644	197
新株予約権発行費	2,081	1,767
有形固定資産売却損益(は益)	-	11,004
有形固定資産除却損	1,804	-
売上債権の増減額(は増加)	224,739	171,286
たな卸資産の増減額(は増加)	30,021	179,377
仕入債務の増減額(は減少)	21,184	160,600
前受金の増減額(は減少)	5,404	16
その他	28,682	3,722
小計	2,023	519,718
利息及び配当金の受取額	43	665
利息の支払額	1,461	4,001
法人税等の支払額	1,760	23,168
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,155	493,214
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	-	11,000
貸付金の回収による収入	8,000	-
有形固定資産の取得による支出	5,965	135,296
有形固定資産の売却による収入	-	141,500
無形固定資産の取得による支出	1,033	550
関係会社株式の取得による支出	-	10,000
敷金の差入による支出	19,623	1,114
敷金の回収による収入	2,571	73
出資金の払込による支出	100	50
投資活動によるキャッシュ・フロー	16,150	16,437
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(は減少)	45,838	80,000
長期借入金の返済による支出	10,068	10,068
リース債務の返済による支出	1,470	561
株式の発行による収入	461,455	-
新株予約権の発行による収入	312	1,618
新株予約権の行使による株式の発行による収入	-	3,612
配当金の支払額	-	22,351
財務活動によるキャッシュ・フロー	496,067	52,250
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	478,761	529,026
現金及び現金同等物の期首残高	152,772	631,533
現金及び現金同等物の期末残高	631,533	1,160,560

（５）財務諸表に関する注記事項

（継続企業の前提に関する注記）

該当事項はありません。

（重要な会計方針）

１．有価証券の評価基準及び評価方法

(1)関係会社株式

移動平均法による原価法

(2)その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

２．たな卸資産の評価基準及び評価方法

通常の販売目的で保有するたな卸資産

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

(1)商品及び製品

個別法

(2)仕掛品

個別法

(3)貯蔵品

個別法

３．固定資産の減価償却の方法

(1)有形固定資産（リース資産を除く）

定率法

なお、主な耐用年数は下記のとおりであります。

建物 10～15年

車両運搬具 2～5年

工具、器具及び備品 5～10年

(2)無形固定資産

ソフトウェア

市場販売目的のソフトウェア

販売見込期間（3年）における見込販売収益又は見込販売数量に基づく償却額と販売可能な残存期間に基づく均等配分額を比較し、いずれか大きい金額を計上しております。

自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3)リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

4. 繰延資産の処理方法

(1) 株式交付費

支出時に全額費用処理しております。

5. 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れに備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

6. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）は、手許現金、随時引出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価格の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

7. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(追加情報)

1. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産および繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）および「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が平成28年3月29日に国会で成立したことに伴い、繰延税金資産および繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率を、前事業年度の32.3%から、平成28年4月1日に開始する事業年度および平成29年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等については30.9%に、平成30年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については30.6%に変更となります。

また、欠損金の繰越控除制度については、平成28年4月1日以後に開始する事業年度からは、その繰越控除をする事業年度の繰越控除前の所得の金額の60%、平成29年4月1日以後に開始する事業年度からは、その繰越控除をする事業年度の繰越控除前の所得の金額の55%、が控除限度額となりました。なお、平成30年4月1日以後に開始する事業年度の欠損金の繰越控除限度額は、引き続きその繰越控除をする事業年度の繰越控除前の所得の金額の50%となります。

その結果、繰延税金資産は1,526千円減少し、当事業年度に計上する法人税等調整額は1,526千円増加しております。

2. 特定顧客との電力売買取引における売上計上の表示の変更

エネルギー関連事業における電力売買事業の大口顧客との取引については、従来はその収益を総額表示しておりましたが、平成27年7月に電力仕入代金の決済が当社口座からではなく当該顧客の口座を介する方法に変更となったため、当該変更日以降の当該顧客に対する売上計上額は純額表示に変更しました。

(貸借対照表関係)

該当事項はありません。

(損益計算書関係)

1. 他勘定振替高の内訳は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
貯蔵品	29千円	千円
販売促進料	千円	1,966千円

2. 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
給与手当	150,931千円	201,579千円
業務委託費	80,030千円	109,645千円
減価償却費	6,106千円	6,010千円
おおよその割合		
販売費	30.4%	29.3%
一般管理費	69.6%	70.7%

3. 固定資産売却益の内容は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
土地	千円	11,004千円

4. 固定資産除却損の内容は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
建物	1,273千円	千円
工具、器具及び備品	531千円	千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	6,194,100	1,350,000		7,544,100

(変動事由の概要)

増加数の内訳は次のとおりであります。

新株予約権行使による増加	450,000株
第三者割当増資による増加	900,000株

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	12,000			12,000

3. 新株予約権等に関する事項

内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高(千円)
		当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末	
平成16年新株予約権	普通株式	5,000		5,000		
平成17年新株予約権	普通株式	8,000			8,000	
平成18年ストック・オプションとしての新株予約権	普通株式	2,000			2,000	
平成26年新株予約権(第三者割当)	普通株式		450,000	450,000		
合計		15,000	450,000	455,000	10,000	

(注) 1. 目的となる株式の数は、権利行使可能数を記載しております。

2. 目的となる株式の数の変動事由の概要

平成16年新株予約権の減少は、権利失効によるものであります。

平成26年新株予約権(第三者割当)の増加は、Licheng(H.K.) Technology Holdings Limitedに対する発行であり、減少は権利行使によるものであります。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成27年6月26日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	22,596	3	平成27年3月31日	平成27年6月29日

当事業年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	7,544,100	30,226,400		37,770,500

(変動事由の概要)

増加数の内訳は次のとおりであります。

新株予約権行使による増加	10,000株
株式分割(1株を5株に分割)による増加	30,216,400株

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	12,000	48,000		60,000

(変動事由の概要)

株式分割(1株を5株に分割)による増加 48,000株

3. 新株予約権等に関する事項

内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高(千円)
		当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末	
平成17年新株予約権	普通株式	8,000		8,000		
平成18年ストック・オプションとしての 新株予約権	普通株式	2,000		2,000		
平成27年ストック・オプションとしての 新株予約権	普通株式		900,000		900,000	3,385
合計		10,000	900,000	10,000	900,000	3,385

(注) 1. 目的となる株式の数は、権利行使可能数を記載しております。

2. 目的となる株式の数の変動事由の概要

平成17年新株予約権の減少は、権利行使によるものであります。

平成18年新株予約権の減少は、権利行使によるものであります。

平成27年新株予約権の増加は、発行によるものであります。

3. 平成27年新株予約権は、権利行使期間の初日が到来しておりません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成27年6月26日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	22,596	3	平成27年3月31日	平成27年6月29日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成28年6月29日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	37,710	1	平成28年3月31日	平成28年6月30日

(キャッシュ・フロー計算書関係)

1. 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
現金及び預金	631,533千円	1,160,560千円
現金及び現金同等物	631,533千円	1,160,560千円

(持分法損益等)

前事業年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

関連会社がないため、該当事項はありません。

当事業年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

関連会社がないため、該当事項はありません。

(セグメント情報等)

(セグメント情報)

1. 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、業績の評価、事業戦略の構築、経営資源の配分等を行ううえで重要性の高い区分を基に決定しており、「エネルギー関連事業」、「自動車関連事業」の2つで構成されています。なお、当事業年度末において当社には連結対象となる子会社等がありませんので、これらの事業はすべて当社が直接行っています。

(エネルギー関連事業)

エネルギー関連事業として、主に事業者に対して、エネルギー管理システム「ENeSYS」の開発・販売、省エネルギー化支援コンサルティング、省エネルギー関連機器設備の販売、電力売買等を行っております。

(自動車関連事業)

自動車関連事業として、主に事業者に対して、中古車査定システム「IES」の開発・販売、中古車売買に関するコンサルティング、中古車売買等を行っております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理方法は、「重要な会計方針」における記載と概ね同一であります。

報告セグメントの利益又は損失は、営業利益ベースの数値であります。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、その他の項目の金額の算定方法

前事業年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

(単位：千円)

	報告セグメント			その他	合計	調整額 (注) 1	財務諸表計 上額(注) 2
	エネルギー 関連事業	自動車 関連事業	計				
売上高							
外部顧客への売上高	3,174,730	773,613	3,948,343		3,948,343		3,948,343
セグメント間の内部 売上高又は振替高							
計	3,174,730	773,613	3,948,343		3,948,343		3,948,343
セグメント利益	300,483	32,709	333,193		333,193	122,027	211,165
セグメント資産	306,206	51,003	357,210		357,210	710,416	1,067,626
その他項目							
減価償却費	21,547	18,163	39,710		39,710	4,308	44,018
有形固定資産及び無形 固定資産び増加額	1,012	373	1,385		1,385	5,612	6,998

(注) 1. 調整額は下記の通りであります。

(1)セグメント利益の調整額 122,027千円は報告セグメントに分配していない全社費用です。全社費用は主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

(2)セグメント資産の調整額710,416千円は各報告セグメントに分配していない全社資産です。全社資産は、主に報告セグメントに帰属しない現金及び預金であります。

(3)有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額5,612千円は本社建物の設備投資であります。

2. セグメント利益は、損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当事業年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

(単位:千円)

	報告セグメント			その他	合計	調整額 (注)1	財務諸表計 上額(注)2
	エネルギー 関連事業	自動車 関連事業	計				
売上高							
外部顧客への売上高	3,360,695	2,976,484	6,337,180		6,337,180		6,337,180
セグメント間の内部 売上高又は振替高							
計	3,360,695	2,976,484	6,337,180		6,337,180		6,337,180
セグメント利益	465,746	73,808	539,554		539,554	194,302	345,252
セグメント資産	60,742	285,152	345,895		345,895	1,253,588	1,599,483
その他項目							
減価償却費	15,936	5,112	21,049		21,049	4,262	25,311
有形固定資産及び無形 固定資産び増加額	550		550		550	8,626	9,176

(注)1. 調整額は下記の通りであります。

(1)セグメント利益の調整額 194,302千円は報告セグメントに分配していない全社費用です。全社費用は主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

(2)セグメント資産の調整額1,253,588千円は各報告セグメントに分配していない全社資産です。全社資産は、主に報告セグメントに帰属しない現金及び預金であります。

(3)有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額8,626千円は全社資産の増加額であります。

2. セグメント利益は、損益計算書の営業利益と調整を行っております。

(関連情報)

前事業年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

海外の外部顧客への売上高がないため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

国内以外に所在している有形固定資産がないため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
日本ロジテック協同組合	2,574,844	エネルギー関連事業

当事業年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

海外の外部顧客への売上高がないため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
日本ロジテック協同組合	2,675,741	エネルギー関連事業

(報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報)

前事業年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

該当事項はありません。

(報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報)

前事業年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

該当事項はありません。

(報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報)

前事業年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 平成26年 4月 1日 至 平成27年 3月31日)	当事業年度 (自 平成27年 4月 1日 至 平成28年 3月31日)
1株当たり純資産額	23.33円	30.64円
1株当たり当期純利益金額	6.78円	7.84円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	6.67円	7.84円

- (注) 1. 平成27年8月1日付で普通株式1株につき5株の株式分割を行っておりますが、前事業年度の期首に株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を算定しております。
2. 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 平成26年 4月 1日 至 平成27年 3月31日)	当事業年度 (自 平成27年 4月 1日 至 平成28年 3月31日)
1株当たり当期純利益金額		
当期純利益(千円)	227,491	295,649
普通株主に帰属しない金額(千円)		
普通株式に係る当期純利益(千円)	227,491	295,649
普通株式の期中平均株式数(株)	33,561,185	37,699,489
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
当期純利益調整額(千円)		
普通株式増加数(株)	529,125	7,955
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式の概要		平成27年7月30日の取締役会決議による第7回新株予約権1,800個 (目的となる株式の数900,000株)

- (注) 平成27年8月1日付で普通株式1株につき5株の株式分割を行っておりますが、前事業年度期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を算定しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

第四部 【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第12期)	自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日	平成27年6月26日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第13期第3四半期)	自 平成27年10月1日 至 平成27年12月31日	平成28年2月15日 関東財務局長に提出
訂正有価証券報告書	事業年度 (第12期)	自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日	平成27年11月19日 関東財務局長に提出

第五部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はございません。

第六部 【特別情報】

第1 【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はございません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成27年6月26日

株式会社リミックスポイント

取締役会 御中

アスカ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 田 中 大 丸

指定社員
業務執行社員 公認会計士 石 渡 裕一朗

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社リミックスポイントの平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第12期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社リミックスポイントの平成27年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社リミックスポイントの平成27年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社リミックスポイントが平成27年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない

以 上

-
- 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
 - 2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成28年2月15日

株式会社リミックスポイント

取締役会 御中

アスカ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 田 中 大 丸

指定社員
業務執行社員 公認会計士 石 渡 裕 一 朗

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社リミックスポイントの平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第13期事業年度の第3四半期会計期間（平成27年10月1日から平成27年12月31日まで）及び第3四半期累計期間（平成27年4月1日から平成27年12月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社リミックスポイントの平成27年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。